大炭勞
発行所
三池炭鑛労働組合
大牟田市不知火町
電話3033番
炭電 474 475 番
編集発行人 平尾敏治
三鉱労組印刷工場
三鑛労組 機關紙

第三波は一段構え
七日、十七日に決行

労闘第三波の期日について労闘実行委員会は三十、三十一日の両日に亘つて慎重審議した結果、七日をきであると主張した。十七日の二波に分れてストを決行する事を決定した。

即ち私鉄海員等の主張は、戦術的見地から労働法規改悪反対の抗議ストである以上、国会の審議状況を見究めるべきで、その為十二日以降のストが妥当であるとし…これに対し、炭労、全自動車等は破防法通過後のストは無意味であるとして、十七日には更に巾広い闘争を行うことゝなつた。

炭労としては中闘委員会を開き七日は時間外拒否十七日は廿四時間ストライキを決定指令を発した。

会社に第三波突入申入れ

政府が行つている破壊活動防止法案の制定、労働三法の改正その他治案立法に名を藉る諸法の制定はわれ〳〵の団体行動を圧迫し、基本的人権を抑圧し、日常生活をふみにじられることになるのでわれわれは組合の団結と日常生活を守るために緊急やむをえない処置として、さる四月十八日二十四時間ストライキを決行致しましたが、政府としては何等反省するところがなく、かええてわれ〳〵を圧迫いたしたい。

なお、ストライキ中の保安並に業務要員については従来通り確保する方針で、貴方と貴方における当方支部組合との間で別途協議決定する事に決定する事に決定した。よつて各支部

申入書

昭和二十七年六月二日
三池炭鉱代表三池鉱業所
所長　倉山唯雄殿
日本炭鉱労働組合
中央執行委員長　田中　章

第十二回中央闘争委員会「六月二日」破防法撤回を通じて労働三法「六月七日」破防法撤回を通じて労働三法改悪反対、ゼネスト禁止法反対の」その事を認めざるを得ないとの強力な第三波を総評労闘の中核体となつて推進して来たが、五月三十一日労闘全体会議において決定

ストライキ実施の指令

一、闘争指標
破防法撤回　労働三法改悪反対
ゼネ禁その他　治安立法制定反対
二、六月七日基準外作業を拒否せよ、基準外作業とは拘束八時間以外の作業である。
（監督業務に就ては認定許可された時間は拘束時間である）
三、六月十七日二十四時間ストを決行せよ。情勢の変化により特別の指示のない限り本第十四号指令及同附属指示に準じて行へ
四、ストライキに対しての具体的指令は　労働令第十三号及同附属指示（五月十五日附）に準じて行へ
以上

国際自由労連
書記長　オーデン・ブロック
一九五二年五月二七日

内閣総理大臣吉田茂殿
私はこゝに再度、貴政府が日本の労働問題について、すでにとり返しがつかない程の誤りを犯さぬ様、再考を求めるものであります。
破防法、労基法改正等、講和条約発効を契機として吉田反動政府の施政方針は日本における労働組合の自由を抑圧し制約するものとして内外の厳しい批判を浴びているが、今回国際自由労連からも次のやうな手きびしい抗議文が寄せられた。
1、賃上及の言切りが出た場合には言切り撤回の実力行使を行う。その規模と方法は全国一齊各地方本部別、各資本別、各支部別等適切にして効果のある実力行使を行う。
闘争指令は各支部、各地方本部、資本別の言切りの状態を見て中闘が指令するので各本部は第三波後に於ては何時にても起ち上れる態勢を確立されたい。
2、総評労闘に対しては炭労の首切り反対ストに基き、応援等の措置をとれるよう具体的に実施してもらう様に要請する。
3、これと同時に法廷闘争を行うので準備せよ。
一、立入禁止処分に対する裁判所への申入れ。
二、不当労働行為の証拠の蒐集
三、登記簿、しよう本の完備
なお役員改選については別表の通り決定、午後三時八日間に亘る大会の幕を閉ぢた。

然しこれら何れの場合にも炭労の孤立した闘争ではなくあくまでも総評労闘の中で結集された闘争を行う。

再確認

1、賃上及の言切りが出た場合には言切り撤回の実力行使を行う。その規模と方法は全国一齊各地方本部別、各資本別、各支部別等適切にして効果のある実力行使を行う。
闘争指令は各支部、各地方本部、資本別の言切りの状態を見て中闘が指令するので各本部は第三波後に於ては何時にても起ち上れる態勢を確立されたい。
2、総評労闘に対しては炭労の首切り反対ストに基き、応援等の措置をとれるよう具体的に実施してもらう様に要請する。
3、これと同時に法廷闘争を行うので準備せよ。
一、立入禁止処分に対する裁判所への申入れ。
二、不当労働行為の証拠の蒐集
三、登記簿、しよう本の完備
なお役員改選については別表の通り決定、午後三時八日間に亘る大会の幕を閉ぢた。

追
1、日当については
一、六大都市以外の地に出張し往復旅程一、二〇〇粁未満の場合は「基本日当」のみである。
二、六大都市以外の地に出張し往復旅程が一、二〇〇粁を超える場合は「基本日当」の外「日当加算」の「六大都市以外の往復旅程」の額を加給する。
三、六大都市に出張の場合は往復旅程の長短に拘らず「基本日当」の外「日当加算」の六大都市」の額を加給する。
2、左記各項は今般の旅費改正に伴い廃止する。（　）は旧
一、旅館宿泊の場合の中食料（一〇〇円）
二、会社宿泊施設宿泊の場合の宿泊料（一、二〇〇粁以上、一五〇円、一、三二〇〇粁未満三〇円）
三、東京滞在雑費（一泊につき八〇円）
四、長期出張の日当減額（三〇日以上三分の一）
五、急行利用の距離制限（普通急行一〇〇粁以上、特別急行一五〇〇粁以上）
六、主食持参の時一泊につき九〇円支給。

災害防止費配分決まる

四月から遡及實施

去る四月開催された第一回労使協議会に於て決定された。災害防止費については、その後保安委員会に於て慎重検討中であつたが、五月分保安委員会に於て左の様に決定した。

記

一、支給方法
各鉱所毎月三ケ月中の最高出役率を在籍数に乗じて算出する。
二、支給額
坑内　人当り三五円（現行十九円）
坑外　人当り二〇円（現行十二円七十銭）
三、総額　四十五万円（現行三〇万円）
四、四月分より実施

有給休暇取扱

1、労働日は三〇七日として取扱う。但し九月五日、三月三日のストライキに参加したものに限る。
2、1以外の人については三〇九日として取扱
前項により算定し資格喪失者については完全スト九日に於けるスト参加者については、労働日数よりスト参加日数だけ差引いた労働日数として算定報酬する
3、出勤日数と見なすもの
会社主催会議、公傷による休業期間、賜休暇、組合会議出張、その他会社において出勤取扱をなすもの
4、直接夫は採炭、掘進、ローダマン、カッターマンとする。

旅費規程を改正
四月一日に遡り實施

二〇〇粁以上の場合　一泊に付　五〇円（ナシ）
ロ、六大市の場合　一泊に付　二〇〇円（九〇円）
2、日帰日当　一日に付　三五〇円（二七〇円）
3、宿泊料　一泊に付　一、二〇〇円（九〇〇円）
4、歩行手当　一粁に付　一〇円（三円）
二、交通費の取扱
1、乗車船賃
①急行料金等別段の料金を支払つてこれを利用するときはその料金を乗車船賃に加え支給する。
②特に必要があつて通常の車船以外の交通機関を利用するときはその実費を支給する。
③滞在期間中の乗車賃は支給しない。
④事故により交通費の払戻を受けたときはこれを戻入れる
2、歩行手当
従来の車馬賃に代え次に掲げる徒行旅行について支給する
①旅行順路上の運搬又は事故により歩行を要する場合。
②滞在用務中、地盤、山林調査その他旅行の性質上特に長途の歩行を要する場合。
三、日当の取扱
1、基本日当は旅行日数に応じ支給する。
2、日当加算は車船中宿泊の場合を除く、宿泊一泊につき支給する。
四、宿泊料の取扱（　）は旧
1、宿泊料は旅行夜数に応じ、旅館並に寝具及び食事の供与のない車船中に宿泊の時支給する。
2、寝具及び食事の供与ある車船中に宿泊のときは宿泊料は支給しない。
但し何れか一方の供与あるときは宿泊料の半額を支給する
3、縁故者宅並に他会社宿泊施設に宿泊のときは宿泊料の四割相当額を支給する（四〇〇円）
これは旅館宿泊の証明の有無により区分する。
4、会社宿泊施設並に会社指定旅館に宿泊の時は宿泊料を支給しない。
而
日当については
一、六大都市以外の地に出張し往復旅程一、二〇〇粁未満の場合は「基本日当」のみである。
二、六大都市以外の地に出張し往復旅程が一、二〇〇粁を超える場合は「基本日当」の外「日当加算」の「六大都市以外の往復旅程」の額を加給する。
三、六大都市に出張の場合は往復旅程の長短に拘らず「基本日当」の外「日当加算」の六大都市」の額を加給する。
2、左記各項は今般の旅費改正に伴い廃止する。（　）は旧
一、旅館宿泊の場合の中食料（一〇〇円）
二、会社宿泊施設宿泊の場合の宿泊料（一、二〇〇粁以上、一五〇円、一、三二〇〇粁未満三〇円）
三、東京滞在雑費（一泊につき八〇円）
四、長期出張の日当減額（三〇日以上三分の一）
五、急行利用の距離制限（普通急行一〇〇粁以上、特別急行一五〇〇粁以上）
六、主食持参の時一泊につき九〇円支給。

災害防止費配分決まる

四月から遡及實施

去る四月開催された第一回労使協議会に於て決定された。災害防止費については、その後保安委員会に於て慎重検討中であつたが、五月分保安委員会に於て左の様に決定した。

記

一、支給方法
各鉱所毎月三ケ月中の最高出役率を在籍数に乗じて算出する。
二、支給額
坑内　人当り三五円（現行十九円）
坑外　人当り二〇円（現行十二円七十銭）
三、総額　四十五万円（現行三〇万円）
四、四月分より実施

有給休暇取扱

1、労働日は三〇七日として取扱う。但し九月五日、三月三日のストライキに参加したものに限る。
2、1以外の人については三〇九日として取扱
前項により算定し資格喪失者については完全スト九日に於けるスト参加者については、労働日数よりスト参加日数だけ差引いた労働日数として算定報酬する
3、出勤日数と見なすもの
会社主催会議、公傷による休業期間、賜休暇、組合会議出張、その他会社において出勤取扱をなすもの
4、直接夫は採炭、掘進、ローダマン、カッターマンとする。

ポイント

吉武労相は今度の労闘ストを目して「立法阻止の為の闘争は明らかに政治ストだから憲法による保証をうけない」旨公言した。

△　△　△

御もつともと言いたいが、それならば最も民主的なるべき国会が、国民大衆の意志とかけはなれた処で勝手なうごき方をしているというこの現実をどう見ているのかと反問したい。

△　△　△

主権が国民に在る以上、施政者たる者は当然国民の声に耳を傾けるべきであり、現在ホウハイとしてまき起つている弾圧法絶対反対の動きこそ、そのギリ〳〵の表現である事を顧みずして他をいう愚を攻めない限り国民の心は益々政府からゼネストで次期年度国際労働総会が開かれることになつている。私は一九五一年七月国際労働総会で再婦を認められた日本が完全な三部制代表を出席せしめること、思う。たまたま言葉もまた六月四日から国際自由労連の最も重要な委員会の一つである地域基金委員会を開くことになつている。

幸にして日時が一致するので私は国際労働総会に出席する日本政府代表が地域基金委員と会合し、日本に於ける緊案された立法行政措置についての吾々の立場を十分に討議したいと思うが加何吾々の立場からいえばこの会は八月四、五、六日の何れかに開くことが好都合である。もし貴下がこの提案に賛成ならば国際自由労連地域基金委員との会合に出席する国際労働総会日本政府代表に適当な指示を与えられんことを示唆する。

私は日本の事情についての関心は最近の発表によつて何等緩和されず日本政府が過去の経緯において一九五一年六月二十二日の労働次官の回答とその精神に毫も一致せず、又一九五一年六月ゼネストに於ける国際労働総会に於ける日本政府代表の態度とも一致していないことを強調せざるをえない。

出来るだけ早く御返事を待つ。

日本政府へ抗議
國際自由労連は斯く見る

破防法、労基法改正等、講和条約発効を契機として吉田反動政府の施政方針は日本における労働組合の自由を抑圧し制約するものとして内外の厳しい批判を浴びているが、今回国際自由労連からも次のやうな手きびしい抗議文が寄せられた。

私はこゝに再度、貴政府が日本の労働問題について、すでにとり返しがつかない程の誤りを犯さぬ様、再考を求めるものであります。

破防法、労基法改正等、講和条約発効を契機として吉田反動政府の施政方針は日本における労働組合の自由を抑圧し制約するものとして内外の厳しい批判を浴びているが、今回国際自由労連からも次のやうな手きびしい抗議文が寄せられた。

1、賃上及の言切りが出た場合には言切り撤回の実力行使を行う。その規模と方法は全国一齊各地方本部別、各資本別、各支部別等適切にして効果のある実力行使を行う。
闘争指令は各支部、各地方本部、資本別の言切りの状態を見て中闘が指令するので各本部は第三波後に於ては何時にても起ち上れる態勢を確立されたい。
2、総評労闘に対しては炭労の首切り反対ストに基き、応援等の措置をとれるよう具体的に実施してもらう様に要請する。
3、これと同時に法廷闘争を行うので準備せよ。
一、立入禁止処分に対する裁判所への申入れ。
二、不当労働行為の証拠の蒐集
三、登記簿、しよう本の完備
なお役員改選については別表の通り決定、午後三時八日間に亘る大会の幕を閉ぢた。

勞闘に臨む炭勞の最終決定

第十回中闘は三十日大会第七日目終了後直ちに開催し総評労闘の内部事情、国会状況等を検討した結果、次の結論に達した。今後の具体的な闘争方針である。

同じの結論を以て三十日深更から三十一日朝にかけての労闘実行委員会に臨み本日次の様な提案が執行部よりなされ確認した。

○第三波スト決行の時期
一、六月五日から十日の間のできるだけ早い日時とする。
1、破防法の国会審議の経過を見透すと十日以前のできるだけ早い期日であれば、炭労の主張する今次第三波を破防法撤回を通じて労働三法改悪反対、ゼネ禁反対の闘争に効果的にもり上げることが可能である。
2、炭労中闘は本大会に新事態についての確認をうけたが、第四回、第五回の大会が指向する精神を破防法撤回という形で具体的に労闘の中に持ち込み努力すべきである。
○ストの規模（全国一齊二十四時間スト）
1、炭労の第三波ストは言葉に首切り反対の第四波ストの致行できる判断をもたなければならない。この運動への反響態勢を考え、ストの規模は二十四時間とする。
2、炭労の主張する破防法撤回

勞闘に臨む炭勞の最終決定

第十回中闘は三十日大会第七日目終了後直ちに開催し総評労闘の内部事情、国会状況等を検討した結果、次の結論に達した。今後の具体的な闘争方針である。

同じの結論を以て三十日深更から三十一日朝にかけての労闘実行委員会に臨み本日次の様な提案が執行部よりなされ確認した。

○第三波スト決行の時期
一、六月五日から十日の間のできるだけ早い日時とする。
1、破防法の国会審議の経過を見透すと十日以前のできるだけ早い期日であれば、炭労の主張する今次第三波を破防法撤回を通じて労働三法改悪反対、ゼネ禁反対の闘争に効果的にもり上げることが可能である。
2、炭労中闘は本大会に新事態についての確認をうけたが、第四回、第五回の大会が指向する精神を破防法撤回という形で具体的に労闘の中に持ち込み努力すべきである。
○ストの規模（全国一齊二十四時間スト）
1、炭労の第三波ストは言葉に首切り反対の第四波ストの致行できる判断をもたなければならない。この運動への反響態勢を考え、ストの規模は二十四時間とする。
2、炭労の主張する破防法撤回

炭勞大會報告
責任追究首切りには實力行使で對処
第三波ストの具体案成る

炭労大会第六日目は選挙闘争の件、統制違反の件、救済規定の件等を主題に論議第七日は中央執行委員会改正に伴う規約の改正確認、豫算の確認、第八日には第三波スト決行の時期等について検討、更に「責任追究かく首の場合は實力行使で對處する」等善後策について再確認を行つた。

第六日

一、選挙闘争の件
執行部提案に基き種々論議の結果選挙綱領に社会民主戦線の統一を挿入するか否か採決の結果
挿入六七、反対一〇、保留二三、
二、統制違反の件
で挿入する事を決定、ついで社会党その他民主団体とあるを社会党、労農党と規正するか否か採決の結果、規正する五六、否一四、原案通り決定した。
四、一八スト脱落に対する統制委員会の結論を発表、これに対して種々意見が出された。特に麻生労組、三菱職連の件がするどく追求された。
イ、麻生労組の件
統制委員会の結論、勧告処分を認めるか否かの採決の結果
認める一〇九、認めない八三
保留二で認める事を決定した
ロ、三菱職連の件（美唄を除く）の件に就ては統制委員会の結論、脱退勧告を認めるか否かで採決したが認める七八、認めない九八、保留二七で更に討議の結果、厳重なる戒告を発する。今後再度かゝる事があつたら除名処分に附す。
当時の執行部の権利は一年間停止する事にして統制委員会の結論より緩和した。
三、救済規定の件
イ、期間は次期定期大会までとする
ロ、金額は毎月一円宛とする
ハ、会費未納の場合規約第五六条で統制する
ニ、臨時金額人当り一〇〇円を七月末までに納入する
納入方法は一括若しくは分割納入とする

第七日

午前十時一六二名にて大会構成、午前は規約機構改革予算について執行部及び専門委員長より報告討議の上次の点を決定した。
一、中央執行委員会の部長数は委員長以下十五名、その中総評担当部長、中労委担当部長二名を無任所に当てる。副部長は組織を除き三名に決定した。職員数は二十一名
一、規約改正は十四条確認、二十七条但し書を削除、三十八条は確認、四十三条は機構にともないて改正、四十五条対外部は削除して総評担当部長、中労担当部長外確認、七十一条は確認
一、予算は一円五十銭値上げを確認し、闘争予算は闘争方式と共に中央委員会に附託する
一、調査委員会は今後の問題を打切る事に決定した

第八日

執行委員長
には田中章氏（北海道三井砂川労）
久保田氏（池三）事務局次長に

○役員改選

役職	立候補者	地方	出身	獲得票	
執行委員長	田中　章	（北海道	三井砂川労）	一七九	信任
副執行委員長	諸富　巍	（福　岡	三菱新入七労）	一五〇	〃
〃	原　茂	（北海道	北炭平和労）	一八三	〃
事務局長	漆原　光国	（福　岡	日鉄二瀬労）	一七九	〃
事務局次長（総務部長兼任）	久保田武己	（福　岡	三井三池労）	一七二	〃
財務部長	村上　一美	（長　崎	併王島職）	一六三	〃
教宣部長	一ノ瀬　勝	（長　崎	三菱高島労）	一六三	〃
教宣副部長	藤岡　巍眞	（長　崎	三菱崎戸労）	五五	〃
〃	近金治郎	（北海道	北炭夕張）	二二五	〃
法規対策部長	片山　信雄	（山　口	神の山労）	一八一	信任
調査給与部長	大脇　博	（福　岡	日炭高松労）	一五九	〃
〃　副部長	稲田　信巍	（福　岡	三菱飯塚労）	一六一	〃
保安生産部長	中川　盛光	（北海道	三菱美唄労）	一〇八	〃
後藤　鉄弥	（福　岡	三井田川労）	九七	〃	
組織部長	平山　勝巍	（福　岡	明治鉱業労）	一七〇	信任
厚生部長	十二村吉長	（北海道	井華奈井江労）	一七五	〃
中小対策部長	狩野　克己	（北海道	雄招労）	一六六	〃
〃　副部長	前崎春太郎	（佐　賀	大鳥労）	一六四	〃
総評担当部長	石黒　清	（北海道	三井砂川労）	一四五	〃
中労委担当部長	森谷雅春	（北海道	北炭神威労）	一二〇	〃

投票用紙配布数二四一　有効票数二七
投票数二四〇　白紙二一　無効票数二七
従つて教宣副部長、保安生産部長、中労委担当部長は所要票数に拘らず再立候補、再投票となる。

炭勞は赤いか
炭勞大會を顧みて

前進

炭労第五回定期大会は、波乱を呼んだ臨時大会直後に於ける役員改選という微妙な問題と労闘第三波の動向をみ定づける大会として、全國注視の中に繰展げられた。その成果は別に報じられている通りであるが本大会の意義をいま少しく掘下げて考へてみたい。

まづ現執行部或は炭労が「左派」と呼ばれていることであるわれわれが特に戒心せねばならぬことは、それがどの様な意図の下に用いられているか―ということである。

全面講和の促進をうたい、経済自立のために中國貿易の必要を認め、再軍備に反対するということが左派というのであろうか、これは何も今日始まつたことではない。炭労發足以來その年次行動方針をひもどいてみれば明らかなことである。

名目的独立と平和とそして民主々義を、眞實われ〳〵のものとするために誰かこれを願はないものがあろうか。

狙いは全たく別の處に在る。行政協定（＝再軍備協定）の論議が賑わつたころ、これに反對し乃至は批判的であつた人達は「赤」呼ばわりされた。戦時中には、一切を「問答無用」化する利器に「非國民」という流行語があつたのを憶い出す。その今日版が「赤」であり「容共」でありそして今や「左派」という處にまで來ようとしている。「破壊活動」というのもまたこれと軌を一にした一連の魔術的言葉である。

これ等の言葉を呪文の如く唱えることによつて反動支配權力者はその意に從はざる者共を、いつでも默らせ或は縛りあげることができるのだ。だがこれは獨裁者が獨善的意志を權力によつて押切ろうとする場合の常用手段であつて、われわれとしてもあらかじめ覺悟のできることなのである。その様な爲政者によつて、資本家によつて、そしてその代辯者達によつて、いまやこれ等の呪文が労働戦線分裂の具に供せられつつあること―これを知つておかなければならぬ。

だがそれが労働戦線の内部で同一の組織の中で、同じ労働者同志の間に持込まれるとしたら―われわれにとつてこれより不幸なことはないであろう。それは労働運動の自殺行爲に等しい

総同盟は中執委に於て総評、労闘の第三波ストに不参加を決定したと傳えられる、悪法反對を唱え乍ら闘こう權利を抛棄し反動政權の呪術に乘ぜられた敗北主義者であり、分裂主義者といわれても致し方あるまい。政府や資本家に愛される労働組合運動とは一体何のことだろうか

炭労大會はその行動方針に於て産報化＝愛労運動の排撃を明らかにした、と同時に共産主義と共産勢力の排撃を明確に規定した。それは今日組織防衛の上からしてもゆるがせにできぬ重大な問題であつたからである。否單に規定したのみでなく大會は實践によつて、この種勢力の策謀に完全な閉出しを喰わせたのであつた。

左右狭撃の中にあつて、闘こう民主的労働組合の行く道はいよいよ嶮しい。

炭労の指向せんとする政治的信条＝社会民主々義、そして戦争防止のためには米ソ何れにも組せざる第三勢力の道―それは中ソ友好条約並に北大西洋條約破棄という政治的にも高度な批判を通して端的に表明された。

これが「赤」であり「容共」であるか、徒らに呪文を唱える前に、それらの問題自体についての検討を願いたいものである

勞闘に臨む炭勞の最終決定

第十回中闘は三十日大会第七日目終了後直ちに開催し総評労闘の内部事情、国会状況等を検討した結果、次の結論に達した。今後の具体的な闘争方針である。

同じの結論を以て三十日深更から三十一日朝にかけての労闘実行委員会に臨み本日次の様な提案が執行部よりなされ確認した。

○第三波スト決行の時期
一、六月五日から十日の間のできるだけ早い日時とする。
1、破防法の国会審議の経過を見透すと十日以前のできるだけ早い期日であれば、炭労の主張する今次第三波を破防法撤回を通じて労働三法改悪反対、ゼネ禁反対の闘争に効果的にもり上げることが可能である。
2、炭労中闘は本大会に新事態についての確認をうけたが、第四回、第五回の大会が指向する精神を破防法撤回という形で具体的に労闘の中に持ち込み努力すべきである。
○ストの規模（全国一齊二十四時間スト）
1、炭労の第三波ストは言葉に首切り反対の第四波ストの致行できる判断をもたなければならない。この運動への反響態勢を考え、ストの規模は二十四時間とする。
2、炭労の主張する破防法撤回

眞實を傳え反動政策の裏を知り
香り高き文化をもたらす……
◇働く者の新聞◇
社會タイムス
◎購読料　一ケ月百円送料三十円
◎申込先　鉱組本支部に御申込み下さい
◎直接購読の場合は東京都新宿区四谷1の2
社会タイムス社
購読方法

喪つたものを

そのまゝ信ぜられる世界は　ここだけ。　ここだけにある　明るい自由。　この子等の微笑を　そのまゝにそこなはないで　ゆく術はないか。　私たちの喪つたもの　せめてこの子たちにだけは　喪はせぬやうに。　私たちはきびしくあろう。　ひしひしと迫る気配に　子等のため　明日のため。　私達は踏み耐えよう

書記局便り

六月三日　川畑　中島、平尾、高田、竹下帰山
六月六日　〃　嬬人代表者会議
〃　崎戸労組本田、高島、上村両氏けい肺対策調査の為来組

解説
時間外労働に就て　上

〝すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む權利を有する〟とされは日本国憲法に明示された、生存權の保障である。又〝労働条件の原則として労働者が人たるに値する生活を営む為の必要を充すべきものでなければならない〟とも労働基準法第一条にうたわれている。

然して総評賃金綱領の基底を「健康にして文化的な生活」と結んでいる。

では、憲法に保証されている健康にして文化的な最低限度の生活とは、どの様な、どの程度の生活と問はれると

さて一歩踏出して示すには余りにも至難であり、又詳細に述べんとするならば遺憾乍らその紙面も許されないので、一応賃金その他に関する問題は次の機会に譲るとして、では何時間働いて得る収入がその健康にして文化的な生活を保証するに足る額であるかという点について述べてみたいと思う。少くとも組合員の方々の中には一日十時間或は十二時間の労働を為し夜の目も寝ずに働いて得た金が、その文化的な生活を保障すると考え、労働時間を延長する（残業をする）事に依つてのみ生活の保障は有り得ると結論づける方も居ないと思う即ち十分な睡眠をとる時間、愛児と戯う親としての時間、或は修養、娯楽を求める時間等々、それらの時間は我々の生活より切離す事の出来ない不可分の時間であり、これらが十分に満され得る時間の労働に於て得る賃金が健康にして文化的な生活を保障するものでなければならないという事である。

米国に於ては一日四時間を、仕事の時間―八時間、睡眠の時間―八時間、修養娯楽安の時間―八時間とに分つて生活がひらかれて居ると聞かされている。而もこの八時間労働制すらも全米の労働者が長年月血の闘争によつて闘いとつた歴史はメーデーの起源として余りにも有名である

次に基準法に示す労働条件の原則として「労働者が人たるに値する生活を営む為の必要を充すべき労働条件を保障する事を宣明したものであり、その精神はあくまで憲法につながるものである事は言をまたないものであろう

従つて前の引き続き神の下に第三十三条に於てク個用者は労働者に休憩時間を除き一日について八時間、一週間について四八時間を超えて労働させてはならないと規定し、尚坑内労働者については労働者が坑口に入つた時刻から坑口に出た時刻までの時間を休憩時間を含め労働時間とみなすとされている。

然し乍ら時々刻々に変動する坑内の悪条件及びこれに関連する坑外に於て突発的な業務遂行の為、又は特殊技術を要する作業遂行の為、或は映写技士の如く法に定める八時間のみこれは作業遂行が不可能の場合も有り、こゝに原則としてはあくまでも八時間であるが前述の如き見地より基準法第三十六条に、労働者の過半数で組織する労働組合と協定が成立する場合に附りその範囲内に於て時間外労働（残業）が認められるとされて居り、その協定を時間外労働協定といゝ如何なる場合（非常災害を除く）といえども この協定以上に時間外労働（残業）をさせてはならない事となつて居る。

【以下次号】

☆　★

書記局便り

六月三日　川畑　中島、平尾、高田、竹下帰山
六月六日　〃　嬬人代表者会議
〃　崎戸労組本田、高島、上村両氏けい肺対策調査の為来組